

国勢調査に係る根拠法の沿革—国勢調査に係る統計史料を訪ねて【その6】

奥積 雅彦（総務省統計図書館）

令和2年（2020年）に実施する第21回国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回国勢調査から100年目に当たります。これに関連して、国勢調査に係る根拠法の沿革を紹介します。

1 国勢調査に係る根拠法における国勢調査の実施に関する規定ぶりの変遷

国勢調査に係る根拠法における国勢調査の実施周期、簡易な国勢調査、臨時国勢調査等の規定ぶりの変遷を概観すると次のとおりとなっています。

国勢調査に係る根拠法	周期	簡易な国勢調査 臨時国勢調査	備考
国勢調査ニ関スル法律 (明治35年法律第49号)【制定時】	10年	規定なし	第1回調査は明治38年、 第2回調査は明治43年、 その後は10年ごとに実施
明治38年法律第13号による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」	同上	同上	第1回調査の時期は、勅令で定めることに
大正11年法律第51号による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」	同上	○簡易な国勢調査	
昭和14年3月28日法律第33号による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」	同上	○簡易な国勢調査 ○臨時国勢調査	
※昭和20年2月9日法律第1号（特例法）により昭和20年国勢調査は中止に			
旧統計法 （昭和22年法律第18号） 【制定時】	5年	○臨時国勢調査	「国勢調査ニ関スル法律」 は廃止
行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭和27年法律第260号）による改正後の旧統計法	同上	同上	行政管理庁設置に伴う改正
昭和29年法律第65号による改正後の旧統計法	10年	○簡易な国勢調査 ○臨時国勢調査	
総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和58年法律第80号）による改正後の旧統計法	同上	同上	総務庁設置に伴う改正
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律（昭和63年法律第96号）第1条による改正後の旧統計法	同上	同上	
中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）条による改正後の旧統計法	同上	同上	総務省設置に伴う改正
統計法 （平成19年法律第53号） 【現行】	同上	同上	旧統計法（昭和22年法律第18号）を全部改正

2 明治35年（1902年）の「国勢調査ニ関スル法律」公布

明治35年（1902年）、「国勢調査ニ関スル法律」が公布され、第1回調査は明治38年、第2回調査は明治43年、その後は10年ごとに実施することが規定されました。

●国勢調査ニ関スル法律（明治35年法律第49号）【制定時】
 第一条 国勢調査ハ各々のおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
 第二条 国勢調査ノ範囲、方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三条 第一回国勢調査ハ明治三十八年ニ於テ施行ス但シ第二回ニ限り第一回ヨリ起算シ満五箇年ヲ以テ施行シ爾後第一条ノ例ニ依ル

国勢調査ニ関スル法律案は、衆議院議員内藤守三君外 10 名により提出されたもの（議員立法）であり、国会における議論をみると、第 1 回国勢調査の実施年について、早期実施（明治 38 年）を目指す法案提出者側と早期実施を目指しつつも完全な調査を目指す政府側の姿勢が読み取れるように思います。

【参考（その 1）】明治 35 年 2 月 24 日第 16 回帝国議会衆議院国勢調査ニ関スル法律案委員会議事録（抜粋）
（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、ルビ等を付しました。）

（加藤六藏君の質問と阪谷芳郎政府委員（大蔵次官）の答弁）

加藤六藏君「政府の御考へを一寸承り度ふ御座います

政府委員阪谷芳郎君「政府にては国勢調査のことに付いては頗^{すこぶ}る賛成致して居ります統計の時も其の後も調査のことに注意致して居りましたが本日に至りました段は実に残念の次第であります三十八年の一回だけは御顧慮を煩はし度きと云ふのは費用支出準備等にも差支ることですから四十三年にやるとして同年の調査に全力を尽して、やろうと思ひますが此の他大体に付いては異存はありませぬ」

加藤六藏君「三十八年に於て名目は何でも宜敷いから一度やり、此の経費百万円位要すると見た所が賄ふて非常の利益を国家に与へるものだから出来るだけ早く何年にも根本的正確に之れを、やらなければ不可む^{（よくないので）} 国家として一日も早くやらむことを希望して止まない四十三年にもやり準備として三十八にもやらむことを」

政府委員阪谷芳郎君「三十八年にやることは今は已^すでに渡して居りますから四十三年に完全したる調査をやらむと思ふのです其の方は一番得策である四十三年迄^まちてやれば準備も充分出来費用も亦^{また}省けるです」

加藤六藏君「別に政府を攻撃する訳ではないですが苟^{いやしく}も文明的にやろうとするには然襟緩とでは不可む三十八年に第一にやらなければならぬ無論三十八にやるのも既に遅れたりと思ふ金は要しても此の位国家に利益なることはない幾千万の利益であるかも知れぬ政府も反対でないとすれば何故急がないですか充分急がれむことを希ひます長くなるから極めて簡略に云ふのです」

【参考（その 2）】明治 35 年 2 月 25 日第 16 回帝国議会衆議院本会議議事録（抜粋）

（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、ルビ等を付しました。）

（内藤守三（衆議院・国勢調査に関する法律案委員会委員長）による委員長報告）

「…本案の要領は、要するに苟^{いやしく}も一国の政治を執るに於ては、其国の形勢を審かに致して、施策上の基礎を造って置かうと云うのが、趣意でございます…我邦に於ては、未だ以て此国勢の調査を致したことがないのみならず、政治上基礎とし標準として見るべきものは、未だ材料として一つもないのでございます…」

「…實際、我日本の国勢は如何なるものであるか、頓と方角が立たぬのであります…、此の如く五里霧中の間に於て、誠に動揺し易き感情と、憶測を以て政治を致すと云ふことは、抑々^{そもそも}も危険千万なる仕事であると考えます…、御承知の如く欧州に於きましては、其千八百年の時代より此調査を継続して居るのである、北米合衆国の如きは、其憲法に条章に明文を掲げて、而も嚴重に其調査を継続致して居りますのであります、殊に又此問題は、去る明治二十八年に、万国統計会の決議の結果として、各国とも同年次に於て、之が調査致さうと云ふ希望を以て、我政府に向かつて交渉を受けたことがありますのである¹、我邦においては、即ち本院及貴族院において之が必要の建議を可決致しまして、既に両院一定の院議と為って居ります問題でありますから、今日新しく申し上げる必要は殆どないのでございます、…旁々^{かたがた}もって（いずれにしても）一日も速に此国勢調査の法を立てまして、我国家の消長、現象を審^つまびらかに致し、施政の基礎を確立致して、百年の大計に其過^{あやまち}なからんことを望むと云ふのが、本旨でございます…」

【参考（その 3）】明治 35 年 3 月 3 日第 16 回帝国議会貴族院本会議議事録（抜粋）

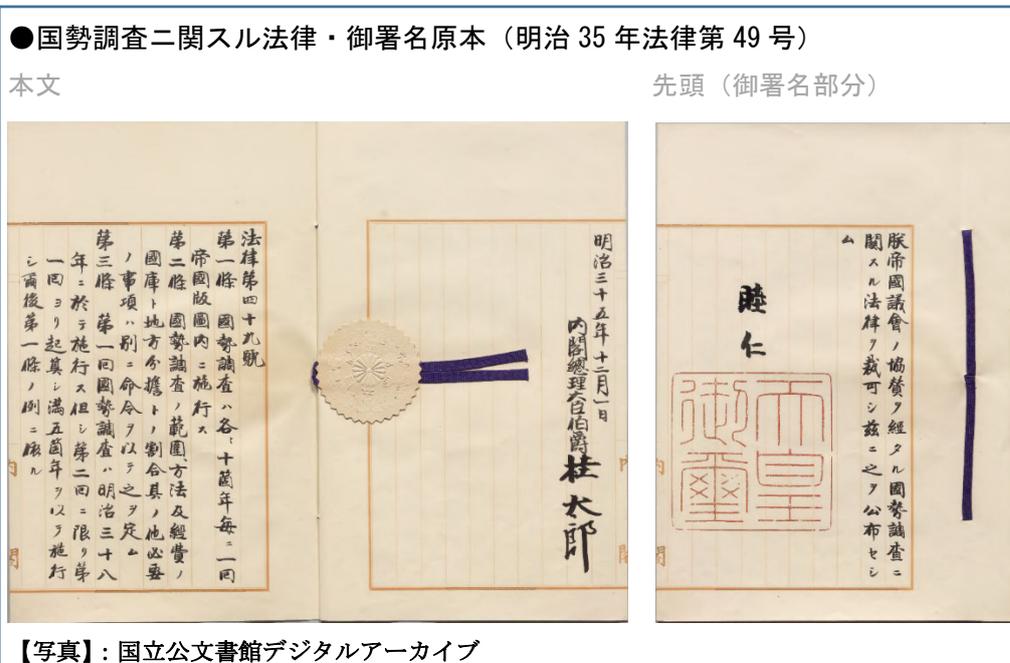
（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、ルビ等を付しました。）

（阪谷芳郎政府委員（大蔵次官）の答弁）

「……国勢調査と云ふことが行れぬ以上は一国の財政を計画致しまするに附きまして、又其他の行政を施行致しまするに附きまして、甚しう欠点を感じるののでございまして、是非政府に於きまして実施致したい考を持って居ります……即ち此千九百年に各国が連合して国勢調査をしたいということ¹を申したことがございまして、其當時に於きまして政府に於きまして行って見たい考がありました、何分時日が許さぬと云ふことで見合せになりました、此次は即ち千九百十年即ち明治四十三年になります、明治四十三年には必ず実施致したいと考

¹ 明治 28 年（1895 年）12 月、スイスのベルンで万国統計協会の会議が開催され、「各国が 1900 年に人口センサスを行う議決」がなされスイス連邦統計局長ギュイヨームから、内閣統計課に、書簡が届き、1900 年の世界人口センサス(国勢調査)への日本の参加の勧誘があった。

へて居りますのでございます、所が此衆議院の提出になって居りますのは明治三十八年に於きまして第一回を調査致し、それから明治四十三年に第二回を調査致しまして、其以後は十年目毎に調査しやうと云ふ法律案になって居りますが、それで各国の例を見ますと、五年毎に調査する国と十年毎に調査する国とあります、衆議院の案は即ち十年毎に調査すると云ふ方針を取ったものと認めまして、政府に於きましても之を以て至当なりと考へますが、唯衆議院のは三十八年に一つ調査をして見たいと云ふ希望である、其事は衆議院の委員会に於きまして政府委員からも段々質問致して見ました所が、どうも明治四十三年まで待つと云ふことは余り時期が後れる、且つ又調査上に於ても三十八年に一つ調査をして置けば、それは左程完全なる調査でなくとも宜しい、先づ簡易なる方法で以て三十八年に一つ調査をして貰へば、四十三年になって今度調査するとき頗^{すこぶ}る完全なもの出来るであらう、それでどうか三十八年に第一回の調査をし、それから今度四十三年に第二回の調査をすると云ふことに致したい、…それから後、十年目毎に調査したいと云ふことであります、其節政府委員から申述べました意思是政府に於ても其事は誠に希望する所であるが、三十八年と云ふことになる余程実施の準備を急がなくてはならぬ、又費用の点も随分掛ることであるから、政府の希望を申せば四十三年から着手すると云ふことに修正になることを希望するのである、併^{しか}しながら調査の方法はどちらが完全であるかと云へば、三十八年に一つ簡易なる調査をすると云ふことが完全と云ふことから言へば其方が完全であらう、が政府の意思はどうであるかという御尋になれば、明治四十三年を以て実施すると云ふことになしたいと云ふ意思なのであると斯う答へた次第でございます、併^{しか}しながらそこになりますと云ふと議論の点は誠に僅な違ひになりますから、本案を御決定になりました以上は、固^もとより政府は此法律案の通に施行する考えなので政府の意見はどうであるかと云へば、政府は四十三年を以て実施したいと云ふ意見を持って居つたと云ふことを御答するのであります。



3 明治 38 年（1905 年）の「国勢調査ニ関スル法律」改正

明治 38 年（1905 年）、「国勢調査ニ関スル法律」が改正され、第 1 回調査の時期は別途、勅令で定めることになり、明治 38 年国勢調査は日露戦争の影響で延期されることになりました。

●明治 38 年法律第 13 号による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」（改正箇所は下線部）

- 第一条 国勢調査ハ各とのおのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
- 第二条 国勢調査ノ範囲ノ方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

国会における議論をみると、貴族院の当該法案に係る委員会において、政府側の第 1 回国勢調査の実施年を勅令に委任する法案に対し、柳澤保恵²君から第 1 回国勢調査は明治 43 年に実施することを明記する修正案が出されました。同委員会では原案（政府案）に賛成する

² 柳澤保恵：明治 3 年（1871 年）生まれ、統計学者、明治 37 年 貴族院議員、明治 42 年 国勢調査準備委員会委員、大正 2 年（1913 年）柳澤統計研究所設立。

もの4人、柳澤保恵君の修正案に賛成するものは3人となり、前者が可決されました。ただ、修正案に3人の賛成があったことから本会議に少数意見を提出することとなりました。明治38年1月31日、貴族院の本会議における採決の結果、柳澤保恵君の修正案を可とするもの84、否とするもの130となり、原案（政府案）が可決となりました。

【参考】明治38年1月24日第21回帝国議会貴族院明治三十五年法律第四十九号中改正案特別委員会議事録（抜粋）（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、ルビ等を付しました。）

（柳澤保恵君の意見と一木喜徳郎政府委員（法制局長官）の説明）

柳澤保恵君「…現行法の第三条に…三十八年に第一回調査を行ふとある所からして、法律に於て時期を極めることは必要であらうと云ふ所からして、政府の改正法律案にございます勅令を以て之を定むと云ふのは寧ろ之ヲ時期を極めることにしたいと云ふ考から一つの修正説を持って居るのであります、それは第一回国勢調査は明治四十三年に於て実施したいと云う希望に他ならぬのであります、統計局長の段々の御説明並に法制局長官の御話を以て考へても政府の意見としては強^{あなが}ち此法案を潰して無期延期にすると云ふ御趣旨では無いやうに認めて居ります、又人口の常態に復するのはどの位の期間に復しますか知らぬけれども外国の例を参照し其都合の好い場合があったならば実行したいと云ふ思召^{おぼしめし}から以て見れば、強^{あなが}ち私は茲^{こゝ}は明治四十三年説を唱へるも反対のことでないと思ひます、此四十三年に実行したいと云ふ修正案を出したいと思ひます…」

政府委員一木喜徳郎君「…政府が法律を以て時期を定めなかつた理由を簡単に申上げて置きたいと思ひます…此戦局の終結が何時になるかと云ふことは何人も見込が立たないのであります…又戦局が終了した所で…此時になつたならば、財政上の都合が国勢調査を許す様になるだらうと云ふことは予期し難いことで、…柳澤伯爵の御話の通り法律が定めて居ることであり、縦^よし^{（仮に）}法律が無いにしても此事業が国家に必要である有益であることは申すまでもないことでありますから、成るべく早く着手と云ふことは…進んで希望することでございます、何分、…予め何年に於て実行すると云ふ時期を定めることは出来ませぬので、其時期は之を勅令に譲りまして事情の許す限り成るべく速に之に着手することに致したいと云ふ趣意を以て提案致しました次第であります、簡単に其ことを述べて置きます」

なお、大正7年（1918年）、国勢調査施行令（勅令）が公布され、第1回国勢調査の実施は大正9年10月1日と定まりました。

4 大正11年（1922年）の「国勢調査ニ関スル法律」改正

大正11年（1922年）、「国勢調査ニ関スル法律」が改正され、10年ごとの国勢調査の実施後、5年に当たる年に簡易な国勢調査を施行することとなりました。この改正により第2回国勢調査（簡易な国勢調査）は大正14年に実施されることとなりました。

●明治三十五年法律第四十九号中改正法律（大正11年法律第51号）による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」（改正箇所は下線部）
第一条 国勢調査ハ各^と おのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス
② 前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル国勢調査ヲ施行ス
第二条 国勢調査ノ範圍ノ方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【参考】大正11年3月17日第45回帝国議会衆議院／明治三十五年法律第四十九号中改正法律案外一件委員会議事録（抜粋）（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、ルビ等を付しました。）

（小川平吉政府委員（国勢院総裁）による法案の趣旨説明）

「…国勢調査は…十年に一度…やることになって居ります、然るに人口の移動が頻繁なる為、十年の久しき間待つことは困難であつて、此間に於て今一度位は、どうしても簡易な人口調査をやる必要があらうと思う、…今日迄五年毎に人口の静態調査を…公簿に基づきやってきましたので、どうもやり方が完全で無い為、正確な統計が出て参らぬから、是を廢^やめることにして、さうして極めて簡易なる人口だけの調査を五年に一回宛やつて、…総ての行政なり、社会的施設の基準にする正確な人口の公定の数を調べたい、…と云ふ趣意でございます」

5 昭和 14 年（1939 年）の「国勢調査ニ関スル法律」改正

昭和 14 年（1939 年）、「国勢調査ニ関スル法律」が改正され、10 年ごとの国勢調査、その実施後 5 年に当たる年に簡易な国勢調査のほか、必要があるときは臨時に国勢調査を施行することができることとなりました。

●明治三十五年法律第四十九号中改正法律（昭和 14 年 3 月 28 日法律第 33 号）による改正後の「国勢調査ニ関スル法律」（改正箇所は下線部）

第一条 国勢調査ハ各々おのおの十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス

② 前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル国勢調査ヲ施行ス

③ 前二項ノ規定ニ依ル調査ノ外必要アルトキハ臨時ニ国勢調査ヲ施行スルコトヲ得

第二条 国勢調査ノ範囲ノ方法及経費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【参考】昭和 14 年 2 月 14 日第 74 回帝国議会貴族院／本会議議事録（抜粋）

（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にしました。）

（黒崎定三政府委員による法案の趣旨説明）

「…国勢調査は十年毎に…一回之を施行致し、其の中間の五年に当たる年次に簡易なる調査を行ふと云ふ定め…でございますが、…一定の年次を限定致しまして、国勢調査行ひますことだけでは、国民消費等、現下緊要なりと認められまする国勢の基本に関する事項を調査して急事に応ずることが甚だ困難なのであります、それで…従来の規定に依ります年次に拘わりませず、必要に応じて臨時の国勢調査を行ひ得るの途を開かうと…するのが此の案でございます…」

6 特例法による昭和 20 年国勢調査の中止

昭和 20 年（1945 年）、「明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律」により国勢調査は、昭和 20 年においては、施行しないこととなりました。

●明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律（昭和 20 年 2 月 9 日法律第 1 号）
明治三十五年法律第四十九号第一条第二項ノ規定ニ拘ラズ国勢調査ハ昭和二十年ニ於テハ之ヲ施行セズ

【参考】昭和 20 年 1 月 22 日第 86 回帝国議会貴族院の特別委員会議事録（抜粋）

（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にしました。）

（川島孝彦政府委員（内閣統計局長）による法案の趣旨説明）

「…戦争の現状においては、帝国の全版図に亘って一斉に施行し得るや否やの見透しが立ち難いのであります、又調査に従事する人員や調査に要する用紙の量も膨大でありまして、現下…の逼迫せる情勢と睨み合わせますれば、法律の規定通りに全版図の調査を施行することは適当ならずと認められますので、昭和二十年において施行すべき国勢調査は之を中止することにいたしましたのでございます…」

7 昭和 22 年（1947 年）の旧統計法公布と「国勢調査ニ関スル法律」廃止

昭和 22 年（1947 年）、旧統計法が公布（同法により「国勢調査ニ関スル法律」は廃止）され、国勢調査については、旧統計法で 5 年ごとの実施が義務づけられ、その中間年に統計委員会の承認を得たときは、臨時に国勢調査を行うことができることとなりました。

●統計法（昭和 22 年法律第 18 号）【制定時の旧統計法第 4 条】
（国勢調査）

第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、統計委員会で指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない。

③ 前項の期間の中間において、統計委員会の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

※附則第 2 1 条により「国勢調査ニ関スル法律」は廃止

【参考（その1）】（統計法国会説明資料）統計法の立法趣旨（抜粋）³

第2 各論（昭和22年2月14日統計委員会事務局）

（三）国勢調査

（第四条）国勢調査が指定統計調査の一つであるべきことはもちろんであるが、ここに特に掲げた理由は、統計調査のうち全国民について行う最も広範囲にわたる基本的調査であるばかりでなく、特にそれが必ず定期に行われなければならない歴史的沿革並びに国際的約束を有するからである。従来は十年毎に行うのを原則とし、その間において五年目に簡易な調査を行い得ることとなっていたが、事実は簡易調査も定期の国勢調査とその範囲、内容において大差なく、戦争中は例外として実質上は、五年毎に行われて来た経緯もあり、且つ時勢の進展が急速になると共に、定期調査の間隔を五年とするのが妥当であるとの見解が、世界的な気運となりつつあるので、これらの点にかんがみて、今回これを改めることとする。不定期に臨時国勢調査を行うことを妨げないのは、臨時特別の必要に応ずるためである。

【参考（その2）】昭和22年3月1日第92回帝国議会貴族院の統計法案特別委員会議事録（抜粋）（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にしました。）

（入江俊郎政府委員（法制局長官）による法案の趣旨説明）

「…国勢調査に付きましては、其の重要性に顧みまして、第四条に於て特に之に関する一条を設けてあります…」

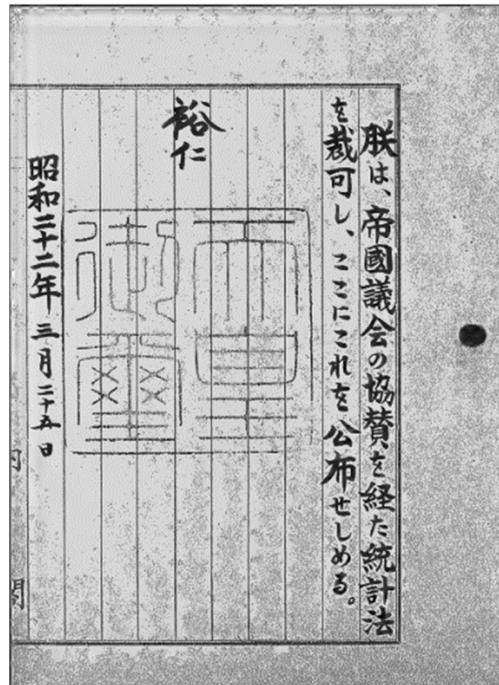
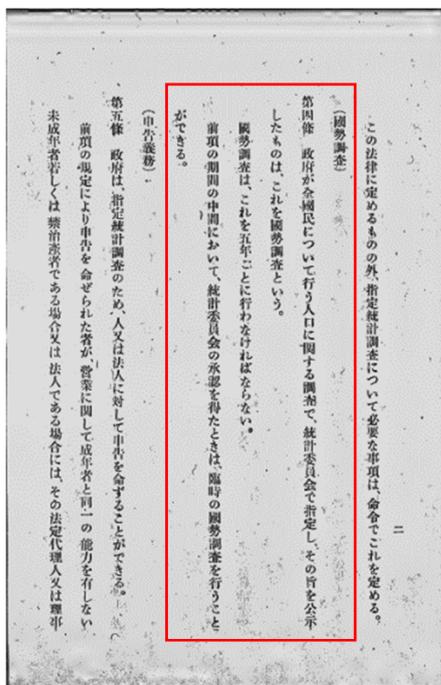
「…本法は之を統計に関する基本法たらしむべく、現行の資源調査法、国勢調査に関する法律及び統計資料実地調査に関する法律等の中の色々な規定は之を取捨選択致しまして、本法案の中に適当に織込みましたので、是等現行の諸法律は廃止することとし、之に関する規定を附則の中に設けてあるのであります…」

これにより、昭和22年（1947年）に第6回国勢調査（旧統計法に基づく初の臨時国勢調査）が実施されました。これは、戦後産業の復興と民生の安定、特に失業対策の確立の為に、産業職業に関する人口統計の正確な資料が必要であるが、昭和19年（1944年）以降これに関する調査が存在しないことから臨時に実施することとしたものです。

●旧統計法・御署名原本（昭和22年法律第18号）

第四条（国勢調査）

先頭（御署名部分）



【写真】：国立公文書館デジタルアーカイブ

³ 「日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇(II)—」、国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9548231/34>

【余談】

統計法施行 50 周年に当たっての座談会⁴において、法案の起草を担当した河合三良氏の回顧談があり、その中で「国勢調査を入れるかどうかが問題となった。…始めから原案の中に国勢調査が入っていた。…これに対し司令部から基本法は具体的な統計調査の具体的な実施を決めるものではないので、入れるのはおかしいのではないかとやってきた。これに対し、大内先生⁵が面白いことに、国勢調査は日本の統計の天皇制だから絶対に入れるというのです。有澤先生もそうなんです。…司令部の反対にかかわらず、入れてしまった。」とあり、大内先生のツルの一声があったようです。ここで、司令部からの指摘とあるのは、昭和 22 年 1 月 22 日の統計法案要綱に対するスタッフ氏（第一次統計使節団（団長はライス氏）の副団長）のコメント⁶であると考えられます。これに対する大内先生の仰る「国勢調査は日本の統計の天皇制」は、筆者の私見によれば、当時、日本国憲法が公布（昭和 21 年 11 月 3 日）された後であることから、「国勢調査は日本の統計の象徴」という趣旨であると考えられます。

8 昭和 27 年（1954 年）の行政管理庁設置法の一部を改正する法律による旧統計法改正

昭和 27 年（1954 年）、行政管理庁設置法の一部を改正する法律により旧統計法が改正され、国勢調査の指定と承認の関与の主体が統計委員会から行政管理庁長官となりました。

- 行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭和 27 年法律第 260 号）附則第 6 項による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）
（国勢調査）
- 第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、行政管理庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
- ② 国勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない。
 - ③ 前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

9 昭和 29 年（1954 年）の旧統計法改正

昭和 29 年（1954 年）、旧統計法が改正され、国勢調査は 5 年ごとから 10 年ごとに行うこととなり、国勢調査を行った年から 5 年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする事とされました。

- 統計法の一部を改正する法律（昭和 29 年法律第 65 号）による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）
（国勢調査）
- 第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、行政管理庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
- ② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。
 - ③ 前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たときは、臨時の国勢調査を行うことができる。

※統計法の一部を改正する法律（昭和 29 年法律第 65 号）附則第 2 項により、「改正後の統計法第四条第二項但書の規定による最初の国勢調査は、昭和三十年に行うものとする。」と規定。

⁴ 「統計情報」（平成 9 年 1997 年 5・6 月号）、国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2651683/4>

⁵ 大内 兵衛（1888－1980）東京帝国大学経済学部教授、法政大学総長などを歴任。我が国の代表的な経済学者、財政学者。大学の仕事の傍ら、昭和 21 年（1946 年）12 月、初代の統計委員会委員長に就任。同委員会が廃止されてからは統計審議会会長に就任するなど、統計関係の要職を歴任。吉田首相は昭和 21 年 8 月、大内兵衛を委員長とする「統計制度改善に関する委員会」を内閣に設置して統計制度の今後のあり方を諮問し、同年 10 月 21 日、統計制度に関する改革試案を答申、これを受けて内閣は同年 11 月 22 日、「統計制度改善に関する緊急処理要綱」を決定。この要綱で統計委員会の設置がうたわれ、昭和 21 年 12 月 28 日に統計委員会が設置された。大内兵衛は委員長に任命され、我が国における統計基本法である旧統計法（昭和 22 年¹⁹⁴⁷年法律第 18 号）の立案に参画した。

官庁統計機構の整備・充実、統計体系の整備のための各種統計調査の実施の調整、国際統計活動との連携のために尽力し、戦後の我が国の統計及び統計制度の改善・発達のために大きな足跡を残した。（【参考資料】：国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存された 2018 年 6 月 1 日現在の統計学習サイト「なるほど統計学園高等部」（統計年表））

⁶ 「日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇（II）—」、国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9548231/11>

【参考】昭和 29 年 2 月 25 日第 19 回国会衆議院内閣委員会 議事録（抜粋）
（菊池義郎政府委員（行政管理政務次官）による法案の趣旨説明）

統計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は現行の統計法で定めております国勢調査実施の間隔を延長するとともに、国勢調査の中間において簡易な国勢調査すなわち人口調査を行うように統計法の一部を改正いたそうとするものでございます。

…統計法が公布されます以前の国勢調査は明治三十五年に公布されました「国勢調査二関スル法律」によつて行われて参りました。この「国勢調査二関スル法律」は、国勢調査は十年ごとに一回施行するほか、調査後五年目に当る年に簡易なる国勢調査を行うように定めていたのがあります。そしてこの法律による十年ごとの国勢調査は大正九年、昭和五年及び昭和十五年の三回にわたつて実施されて参りました。

…新たに統計法を公布するに当りまして「国勢調査二関スル法律」を廃止いたしますとともに、統計法の第四条に国勢調査に関する一条を設けましたが、その当時は終戦に関連いたしまして、人口の移動のはげしいときでありましたので、国勢調査を五年ごとに行うように定めるのが適当であると考えられたのであります。

統計法に基く最初の国勢調査は、昭和二十二年に臨時の国勢調査が行われましたが、次いで前の「国勢調査二関スル法律」によつて行われました最後の国勢調査である昭和十五年の国勢調査から数えて、ちようど十年目に当る昭和二十五年に、国際連合加入諸国とともに、世界人口センサスとして統計法に基く国勢調査が行われているのでございます。従つて現行統計法によれば、次期の国勢調査はそれから五年目に当る昭和三十年に行われることになるわけでありまして、

政府は行政の簡素化についてかねてから研究を続けて参りましたが、国勢調査実施の間隔の点についても、その見地から検討を加えました結果、国勢調査と次期国勢調査との間には、その中間をつなぐ標本調査が発達し、かつ終戦直後のようなはげしい人口移動も行われなくなつて今日でありますから、龐大な金額に上る国費をもつて、五年ごとに国勢調査を行うことを定めている現在の統計法を改めまして、前の「国勢調査二関スル法律」が定めていたように、国勢調査実施の間隔を十年ごとに改めるとともに、国勢調査を行つた年から五年目に当る年に、簡易な方法により国勢調査を行うよう統計法の改正をいたすべきであると考えに至つたわけでありまして、ここに統計法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。従いましてこの法律の改正が成立いたしますときは、昭和三十年には簡易な国勢調査が実施されることになるわけでありまして、

なお近年統計の国際比較性が重要視されるようになっておりますが、世界各国とも大規模の国勢調査は十年ごとに行われており、それらの大部分の国の実施の年度は、この法律の改正によりわが国において国勢調査を行うことになる年度と合致することになりますわけで、国際比較性の点にも何ら支障を生じないわけでありまして、

10 昭和 58 年（1983 年）の総理府設置法の一部を改正する等の法律による旧統計法改正

昭和 58 年（1983 年）、総理府設置法の一部を改正する等の法律により旧統計法が改正され、総務庁設置に伴い、行政管理庁長官の権限を総務庁長官の権限に改める等の改正が行われました。

●総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和 58 年法律第 80 号）第 8 条による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）
（国勢調査）

第四条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、総務庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 総務庁長官は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

11 昭和 63 年（1988 年）の統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律による旧統計法改正

昭和 63 年（1988 年）、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律により旧統計法が改正され、統計調査における秘密の保護を図る等の所要の措置が講じられました。

国勢調査の関係では、国勢調査は「政府が全国民について行う人口に関する調査で、総務庁長官が指定し、その旨を公示したもの」から「本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査」と改正されました。これは、「全国民」の用語は、

これまで全国のおまねく民（人口）の悉皆調査を行う趣旨であると解し、実査上は、日本に居住する外国人も対象としてきましたが、日本国籍を有する者を対象とし、外国籍を有する者を対象外とされるような誤解を招くおそれがあることから、これを払拭するため規定ぶりを整備することとしたものです。⁷

●統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律（昭和 63 年法律第 96 号）第 1 条による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）
（国勢調査）
第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。
③ 総務庁長官は、必要があると認めるときは、前項の期間の間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

12 平成 11 年（1999 年）の中央省庁等改革関係法施行法による旧統計法改正

平成 11 年（1999 年）、中央省庁等改革関係法施行法により旧統計法が改正され、総務省設置に伴い、総務庁長官の権限を総務大臣の権限に改める等の改正が行われました。

●中央省庁等改革関係法施行法（平成 11 年法律第 160 号）第 171 条による改正後の旧統計法第 4 条（改正箇所は下線部）
（国勢調査）
第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。
② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。
③ 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

13 平成 19 年（2007 年）の統計法の全部改正

平成 19 年（2007 年）、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の向上を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を策定すること、統計データの二次利用を促進すること等を内容とする統計法の全部改正が行われました。

国勢調査の関係では、その周期、簡易調査、臨時調査については旧統計法と実質的な変更はありませんが、国勢調査に基づく統計を国勢統計ということとされ、国勢統計は新たに創設された基幹統計に該当することが法律上明記されました。

○統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条【現行】
第 3 章 公的統計の作成
第 1 節 基幹統計
（国勢統計）
第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。
2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。
3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。
※附則第 4 条の規定により「新法第五条第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。」と規定。

⁷【参考資料】総務省統計局・統計センター「統計実務変遷史—総務庁時代を中心として—」のコラム「統計法第四条の改正」

【参考】平成18年6月5日の統計制度改革検討委員会報告（抜粋）⁸

（国勢調査の位置づけ）

現行統計法において個別の統計調査として唯一条文に規定されている国勢調査については、他の法律において当該調査の結果を用いることが規定されているものがあるなど、その結果が様々な局面で用いられており、文字どおり国勢の基本中の基本となるものである。こうした位置づけに加え、国勢調査は、我が国に居住する者を対象とするただ一つの全数調査であり、さらには前述のビジネスフレームが事業所・企業を対象とする統計調査において的確な母集団情報を提供するという役割を担うのと同じように、個人・世帯を対象とする統計調査において調査区情報という形で必須の基礎情報を提供する役割を担う統計調査となっている。新たな統計法制においては、個々の統計調査にフレームを与えるという統計基盤としての役割・位置づけを法的に安定したものとする観点からも、国勢調査とビジネスフレームとを明確に位置づけておくことが望ましい。

14 おわりに

国勢調査は、100年の節目を迎えます。国勢調査に係る根拠法における規定ぶりの変遷をみると、国勢調査は、今後とも国家の統治の基本となるものとして、日本の未来の礎を築いていくという法理（法に内在する道理）は普遍的であることを実感しました。

（あとがき）本稿は、国立国会図書館「日本法令索引」のサイト⁹から、帝国議会及び国会に提出された法律案の沿革、審議経過、その制定法律の官報の画像を参照することにより作成しました。

⁸ 統計制度改革検討委員会報告

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/statistics/reform/report.pdf>

⁹ 国立国会図書館「日本法令索引」 <http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp>